

関川村光兔交流館募集要項

関川村では、地域間交流を促進して、地域活性化を図ることを目的に交流施設の利用者を募集します。

1 施設名称・所在

関川村光兔交流館・関川村大字上野新 28 番地 4

2 施設概要

木造 地上 1 階 平面図は別紙のとおり

3 利用者の条件

- (1) 応募の時点で関川村の住民であるか、令和 6 年 4 月 1 日時点で関川村に住民登録する見込みであること
- (2) 地域間交流を促進して、地域活性化を図ることを目的とする事業を新たに行うこと
- (3) 関川村光兔交流館の設置及び管理に関する条例及び光兔交流館管理運営規則を遵守すること
- (4) 村税等の滞納がないこと
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- (6) 宗教活動や政治活動に利用しないこと

3 施設確認日

3 月 8 日（金）10 時から 12 時

事前予約制とし、申込期限は 3 月 6 日（水）17 時

3 利用期間

最長 1 年間（更新可能）

4 利用料

月額 10,000 円

そのほかに光熱水費、施設管理費用（除雪費など）は利用者の負担

5 修繕費の負担

(1) 村の負担

壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び給水施設、排水施設、電気施設等に係る修繕

(2) 利用者の負担

(1)を除く修繕

6 模様替え又は増改築等

事前に村と協議し村長の承認を得ること。

7 応募方法

事業計画書と同意書を関川村役場へ郵送又は持参してください。

○事業計画書

任意様式としますが、次の事項は必ず記載してください。

- ・応募者の経歴、資格
- ・起業の動機
- ・事業内容
 - 目標、コンセプト、ターゲット、販売計画
- ・投資・資金調達計画
- ・損益計算（起業から3年目まで）
- ・起業スケジュール（令和6年4月1日から）

○同意書

(1) 申込期限

令和6年3月15日（金）午後5時までに必着

※提出いただいた書類は返却しません。

8 選考方法

- (1) 応募者が複数あった場合は、書類や面談等により決定します。
- (2) 申込期限から概ね2週間程度を目途に応募者全員に文書で通知します。
- (3) 令和6年4月1日の使用許可を予定していますが、具体的な許可日は内定者と調整し決定します。

9 問合せ・応募先

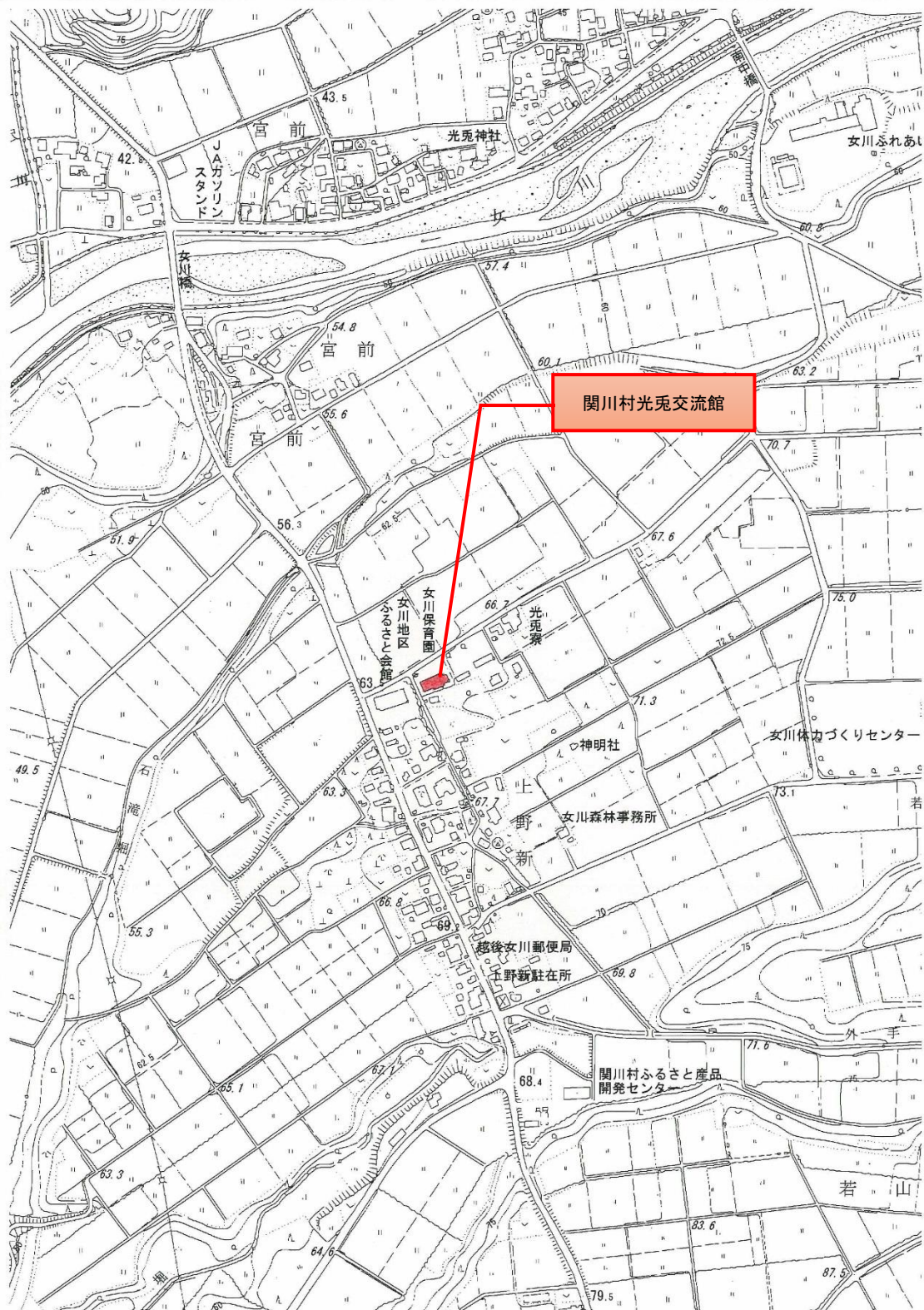
〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村 地域政策課 地域振興班（担当：渡辺）

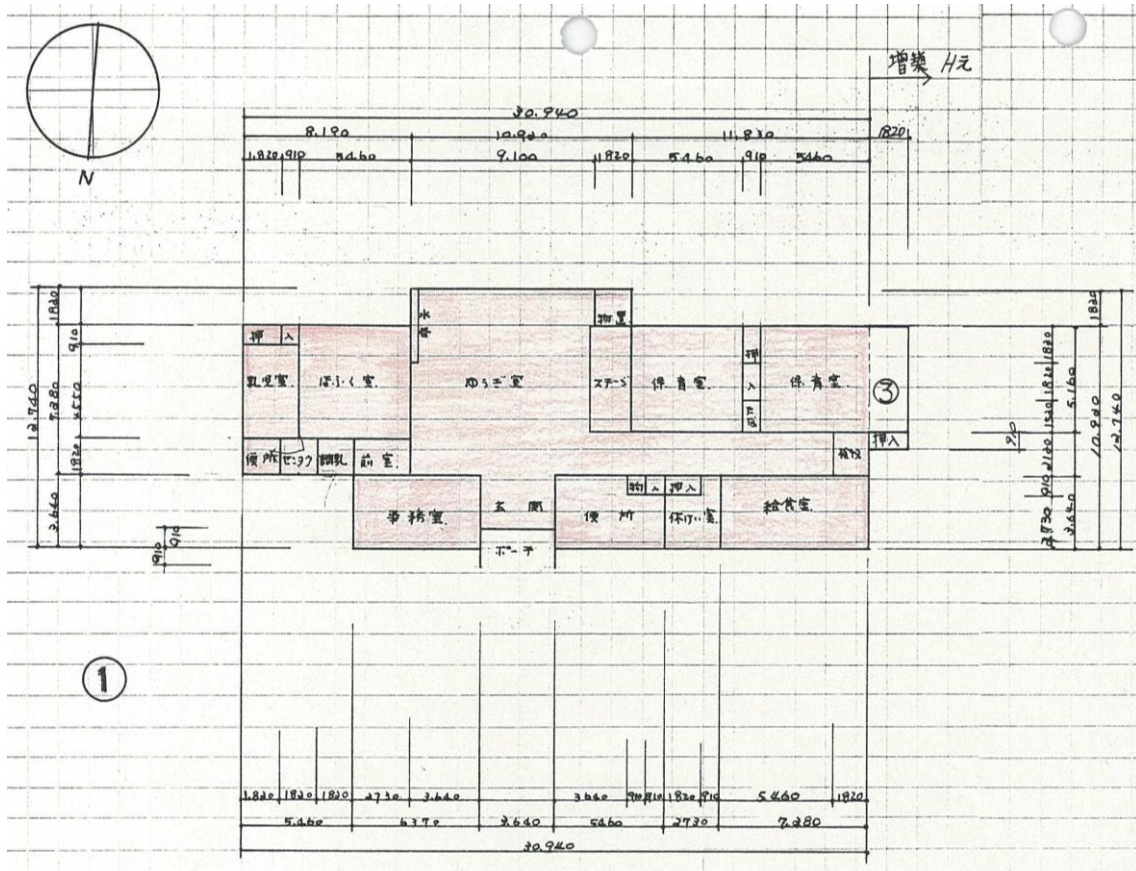
T E L : 0254-64-1478

E-mail : chiiki-shinko@vill.sekikawa.lg.jp

別紙 「関川村光兔交流館」概要
【位置図】



【平面図】



【概況写真】

